

光市役所防災庁舎自動販売機設置事業者募集要項

1 業務名

光市役所防災庁舎自動販売機設置業務

2 業務の内容等

別紙、光市役所防災庁舎自動販売機設置業務仕様書のとおり

3 契約期間

令和8年7月1日から令和9年3月31日まで

なお、自動販売機の使用状況等を勘案して支障がないと認められる場合は、公募の際の条件を変更しないことを条件とし、令和13年3月31日まで更新可能

4 参加資格要件

本手続に参加できる者は、次に掲げる要件の全てに該当する法人とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けたときは、この限りでない。
- (3) 募集開始の日から事業者選定の日までの間のいずれの日においても、指名停止等の措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び市町村に納める全ての税を滞納していないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

5 提出書類

- (1) 光市役所防災庁舎自動販売機設置業務に係る参加申込書（様式第1号）
- (2) 市指定の見積書（様式第2号）
 - ア 販売手数料率（消費税及び地方消費税込）を小数点第1位まで記載すること。

- イ 市が予定する販売手数料率（10.0%）以上とすること。
- ウ 見積書に記載する日付については、見積合わせ執行日（令和8年5月29日（金））とすること。
- （3） 設置予定自動販売機カタログ（外観、寸法等の仕様が確認できるもの。）
- （4） 税の未納・滞納がない証明書（提出日前3箇月以内に発行されたもので、写し可とする。）
- ア 本社が国に納める全ての税（納税証明書その3の3）
- イ 本社所在地の市町村に納める全ての税

6 提出方法

- （1） 「5 提出書類」に掲げる書類を、持参し、又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、送付記録が残る方法にて提出期間内に必着とすること。
- （2） 書類の提出期間は、令和8年5月28日（木）までの日（休日を除く。）。
また、持参の場合の受付は、午前8時30分から午後5時15分まで。

7 提出先

光市総務部防災危機管理課防災危機管理係
〒743-8501 山口県光市中央六丁目1番1号
電話番号：0833-72-1403

8 質問及び回答

- （1） 質問ができる者等
質問ができる者は、応募予定がある者とし、質問内容は、提出書類の作成及び提出に必要な事項並びに業務実施に係る条件に限るものとする。なお、電話や来訪による口頭での質問や期限を過ぎた質問は一切受け付けない。
- （2） 質問方法
質問書（様式第3号）に必要事項を記入の上、持参、FAX又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。なお、FAX又は電子メールの場合は、着信確認を行うこと。
- （3） 質問書提出期限
令和8年5月21日（木）午後5時15分まで
- （4） 提出先
光市総務部防災危機管理課防災危機管理係
〒743-8501 山口県光市中央六丁目1番1号

電話番号：0833-72-1403

FAX番号：0833-72-1731

電子メール：bousai@city.hikari.lg.jp

(5) 回答方法

質問に対する回答は、質問を受理した日から起算して原則2日（休日を除く。）以内に、質問者に対して、FAX又は電子メールにて行う。また、受理した質問のうち、重要と思われる質問の回答については、その都度、本市ホームページにおいて公開する。ホームページに掲載した回答事項については、本募集要項と一体のものとして効力を有するものとする。したがって、質問の有無に関わらず確認のこと。

9 事業者の決定方法

提出書類を審査し、参加資格を有する者の中から、市が予定する販売手数料率（10.0%）以上の率で、有効な見積書を提出したものを自動販売機を設置する事業者（以下「設置事業者」という。）とする。この場合において、設置事業者となるべき者が2人以上いる場合は、くじで決定する。

また、決定した設置事業者名、販売手数料率等は光市ホームページで公表する。

10 結果の通知時期

令和8年6月5日（金）までに、郵送にて通知する。

11 契約の締結

設置事業者として決定した事業者と業務内容について協議し、随意契約を行う。

12 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合は、失格となる場合がある。

- (1) 提出書類の提出方法に適合しないもの
- (2) 提出書類の作成様式及び記載上の留意事項等に適合しないもの
- (3) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの、また、記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (4) 提出書類に虚偽の内容が記載されているもの
- (5) 市が予定する販売手数料率（10.0%）未満の見積書を提出したもの
- (6) 仕様書における遵守事項に適合しないもの
- (7) その他、本募集に関して不適切な行為があった場合

1 3 その他

- (1) 書類提出以後に辞退する場合は、速やかに辞退届（様式第4号）を防災危機管理課に提出するものとする。この場合において、本市が行う他の事業について不利益な扱いを受けることはない。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 書類提出後の訂正及び差替えは認めない。
- (4) 設置事業者決定後、契約締結までの間に取扱業者が参加資格の制限又は指名停止等の措置を受けた場合は、契約を締結しない。